

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」に対する意見）

総務課

1 概要

平成31年第2回沖縄県議会に知事が提出した議案「沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」に係る、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取に対する回答について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、平成31年2月4日に「沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則」第7条第1項に基づき、教育長による臨時代理により回答した。

2 改正案の概要

国の特別職及び沖縄県の一般職の職員の期末手当の6月期及び12月期の支給割合が平成31年度より平準化されたことから、知事、副知事、公営企業の管理者、病院事業の管理者、教育委員会の教育長、常勤の監査委員等及び特別職の秘書の期末手当の支給割合を同じく平成31年度から平準化するものである。

※条例施行日：平成31年4月1日

○知事等の特別職の期末手当の支給割合

| 《現行》 平成30年度 年間(3.10月) | | 《改正後》 平成31年度 年間(3.10月) | |
|-----------------------------|--------|------------------------------|-------|
| 1.475月 | 1.625月 | 1.55月 | 1.55月 |
| 6月期 | 12月期 | 6月期 | 12月期 |

支給割合の平準化

※6月期の支給割合を1.475月から1.55月に引き上げ、12月期の支給割合を1.625月から1.55月に引き下げる。

3 臨時代理した意見の内容

議案「沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」は、国の特別職及び沖縄県の一般職の職員との均衡を考慮し、特別職の知事等及び特別職の秘書について期末手当の支給割合を改めるものであることから、異議がない旨を回答した。

新旧対照表

| 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例 (昭和47年沖縄県条例第96号) 新旧対照表 | |
|--|--|
| 改正案 | 現行 |
| <p>(通勤手当及び期末手当)</p> <p>第7条 知事等の通勤手当及び期末手当は、一般職の職員の例により支給する。この場合において、期末手当基礎額は給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とし、給与条例第27条第2項中「100分の130」とあるのは、「<u>100分の155</u>」とする。</p> | <p>(通勤手当及び期末手当)</p> <p>第7条 知事等の通勤手当及び期末手当は、一般職の職員の例により支給する。この場合において、期末手当基礎額は給料月額及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とし、給与条例第27条第2項中「100分の130」とあるのは、「<u>6月に支給する場合には100分の147.5、12月に支給する場合には100分の162.5</u>」とする。</p> |